

# Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人

2023年12月22日号



< Index >			
法人課税	1	給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度	p. 2
	2	特定税額控除規定の停止措置の見直しと延長	p. 4
	3	中小企業事業再編投資損失準備金制度（中小企業経営資源集約化税制）の見直し	p. 5
	4	戦略分野国内生産促進税制の創設	p. 5
	5	イノベーションボックス税制の創設	p. 7
	6	研究開発税制の見直し	p. 8
	7	暗号資産の期末時価評価の見直し	p. 9
	8	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（オープンイノベーション促進税制）の延長	p. 9
	9	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）の見直し	p.10
	10	交際費等の損金不算入制度の見直しと延長	p.11
	11	外形標準課税の見直し	p.11
	12	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（カーボンニュートラル投資促進税制）の見直しと延長	p.12
	13	欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の期限延長	p.13
	14	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直しと期限延長	p.13
	15	その他の特別措置等	p.14
組織再編	1	認定株式分配（パーシャルスピノフ）に係る課税の特例の見直しと延長	p.17
	2	現物出資についての見直し	p.17
その他	1	防衛力強化に係る財源確保のための税制措置	p.18

## はじめに

令和 5 年 12 月 14 日、与党より令和 6 年度与党税制改正大綱（以下「大綱」）が公表され、12 月 22 日に閣議決定された<sup>1</sup>。

本ニューズレター「令和 6 年度税制改正の詳解」では、大綱の項目のうち、法人に関する分野（法人課税・組織再編・その他など）を中心に、図解等を用いて詳しく解説する。

なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、令和 6 年 3 月までに成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

## 法人課税

### 1. 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度

構造的・持続的な賃金上昇の動きを拓けることを目的として、賃上げ促進税制が強化される。大企業、中堅企業、中小企業に区分し、企業の規模に応じた賃上げ率の要件を設定し、賃上げ率の増加等に応じて控除率を増加させることにより企業の賃上げをさらに促進する見直しが行われる。

また、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進に積極的な企業に対する厚生労働者による認定を受けている企業に対して控除率の上乗せ措置を講ずることにより、最大の控除率が、大企業・中堅企業では現行の 30% から 35% に、中小企業では現行の 40% から 45% に引き上げられることになる。

さらに、中小企業の多くが欠損法人であり、欠損法人に対して税制措置のインセンティブが有効となっていない現状を考慮して、中小企業に対して新たに繰越税額控除制度が創設される。

#### (1) 全法人向けの措置

##### 1) 概要

賃上げ促進税制は、継続雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて 3% 以上増加している場合等に、その増加額（控除対象雇用者給与等支給増加額）の一部を法人税から税額控除できる制度である。本措置については、控除対象雇用者給与等支給増加額に乗ずる税額控除率が原則の 15% から 10% へ引き下げられる一方で、最大控除率が 30% から 35% へ拡大される等の税額控除率について次の見直しが行われた上、その適用期限が 3 年延長される。

項目	現行	改正案		
税額控除率	原則	控除対象雇用者給与等支給増加額×税額控除率 15%	控除対象雇用者給与等支給増加額×税額控除率 10%	
	上乗せ① 賃上げ要件	継続雇用者給与等支給額 ≧ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 104% である場合	税額控除率に 10% 加算	継続雇用者給与等支給額 ≧ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 104% である場合 税額控除率に 5% 加算
			税額控除率に 10% 加算	継続雇用者給与等支給額 ≧ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 105% である場合 税額控除率に 10% 加算
			税額控除率に 15% 加算	継続雇用者給与等支給額 ≧ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 107% である場合 税額控除率に 15% 加算
	上乗せ② 教育訓練要件	教育訓練費の額の前期教育訓練費の額に対する増加割合 ≧ 20% である場合	税額控除率に 5% 加算	教育訓練費の額の前期教育訓練費の額に対する増加割合 ≧ 10% かつ、 教育訓練費の額 ≧ 雇用者給与等支給額 × 0.05% である場合
上乗せ③ 女性活躍・子育て支援	—	プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合		税額控除率に 5% 加算

<sup>1</sup> 令和 5 年 12 月 22 日閣議決定後に追記

## 2) マルチステークホルダー要件の見直し

本措置の適用を受けるための要件として、資本金の額等が10億円以上かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」（いわゆるマルチステークホルダー方針）を公表しなければならないこととされているが、この要件について以下の見直しが行われる。

項目	改正案
マルチステークホルダー要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 常時使用する従業員の数が2,000人を超えるものが加えられる</li> <li>■ 消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針についても記載が行われるよう、記載方針（取引先に消費税の免税事業者が含まれること）を明確化</li> </ul>

## (2) 従業員数2,000人以下の青色申告書提出法人についての制度

従来の大企業のうち、常時使用従業員数2,000人以下の企業（中堅企業）について、従来の賃上げ率の要件を維持しつつ、控除率を見直すよう、以下の措置が追加される。

項目	改正案	
対象法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 青色申告書提出法人で常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの</li> <li>■ その法人とその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除く</li> </ul>	
対象事業年度	令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度	
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 継続雇用者給与等支給額の前期の継続雇用者給与等支給額に対する増加割合<math>\geq 3\%</math>であるとき</li> <li>■ 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合は、マルチステークホルダー方針をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用がある</li> </ul>	
税額控除の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 控除対象雇用者給与等支給増加額<math>\times</math>税額控除率10%の税額控除ができる</li> <li>■ ただし、控除税額は当期の法人税額の20%を上限</li> </ul>	
税額控除率の加算措置	継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 前期の継続雇用者給与等支給額 $\times 104\%$ である場合	税額控除率に15%加算
	教育訓練費の額の前期教育訓練費の額に対する増加割合 $\geq 10\%$ かつ、教育訓練費の額 $\geq$ 雇用者給与等支給額 $\times 0.05\%$ である場合	税額控除率に5%加算
	プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はえるぼし認定（3段階目）を受けた事業年度である場合	税額控除率に5%加算

## (3) 中小企業者向けの措置

中小企業者向けの賃上げ促進税制は、雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1.5%以上増加している場合に、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度である。本措置については、新たに繰越控除制度を創設し、これまで本税制を活用できなかった赤字企業に対しても賃上げにチャレンジできるよう見直されたことに加え、最大控除率が40%から45%へ拡大される等の税額控除率について次の見直しが行われた。その上で、適用期限が3年延長される。

項目	現行		改正案	
税額控除率	原則	(雇用者給与等支給額-前期の雇用者給与等支給額) $\times$ 税額控除率15%		(改正なし)
	上乗せ① 賃上げ要件	雇用者給与等支給額 $\geq$ 前期の雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ である場合	税額控除率に15%加算	(改正なし)
	上乗せ② 教育訓練要件	教育訓練費の額 $\geq$ 前期の教育訓練費の額 $\times 110\%$ である場合	税額控除率に10%加算	教育訓練費の額 $\geq$ 前期の教育訓練費の額 $\times 105\%$ かつ教育訓練費の額 $\geq$ 雇用者給与等支給額 $\times 0.05\%$ 税額控除率に10%加算

上乗せ③ 女性活躍・ 子育て支援	—	プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている場合又はくるみん認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を受けた事業年度である場合	税額控除率に 5%加算
繰越税額控除 制度の新設	制度なし (控除限度超過額は、繰越不可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 控除限度超過額は5年間の繰越しができることとされる</li> <li>■ 繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額 &gt; 前期雇用者給与等支給額の場合に限り適用できる</li> </ul>	

#### (4) 事業税付加価値割についての措置

上述の法人税における賃上げ促進税制の見直しに合わせ、法人事業税付加価値割についても、同税制の見直し後の要件と同様の要件を満たす法人に対して、以下の措置がとられる。

- 法人が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の前期の継続雇用者給与等支給額に対する増加割合が3%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとされる
- 外形標準課税の対象法人の見直しに伴い、中小企業者等が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において、雇用者給与等支給額の前期雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除する制度が設けられる

#### (5) その他

その他、以下の見直しが予定されている。

項目	改正案
給与等支給額から控除する金額	給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」から、看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が除外される。

## 2. 特定税額控除規定の停止措置の見直しと延長

賃上げ促進税制や国内投資促進税制の強化を通じて賃上げや国内投資に積極的な企業を後押しする一方、収益が拡大しているにもかかわらずこれらに消極的な企業に対する特定税額控除規定の停止措置（いわゆる「ムチ税制」）が強化される。具体的にはこのムチ税制について、その適用期限が3年延長された上、一定の大企業に対する要件の上乗せ措置の対象の拡大や要件の強化が図られる。

項目	改正案
資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置（※1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本措置の対象に、常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合は加えられる</li> <li>■ 国内設備投資額に係る要件を、国内設備投資額が当期償却費総額の40%（現行：30%）を超えることとされる</li> </ul>
継続雇用者給与等支給額に係る要件を判定する場合に給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」	看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととされる。
適用期限	■ 3年延長

（※1）現行の上乗せ措置では、継続雇用者給与等支給額に係る要件について、「継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること」から、「継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度にあっては、0.5%以上）」と要件が強化されており、今回の改正でさらに国内設備投資額に係る要件も強化されることになる。

### 3. 中小企業事業再編投資損失準備金制度（中小企業経営資源集約化税制）の見直し

成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しするために、令和3年度税制改正で創設された中小企業事業再編投資損失準備金制度が拡充される。

具体的には、産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書提出法人で同法の改正法の施行日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）であるものが、その認定に係る特別事業再編計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額に次の株式等の区分に応じそれぞれ次の割合を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置が加えられる。

株式等の区分	割合
その認定に係る特別事業再編計画に従って最初に取得をした株式等	90%（現行：70%）
上記に掲げるもの以外の株式等	100%（現行：70%）

なお、株式を取得した事業年度において積み立てた準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から10年（現行：5年）を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入される。

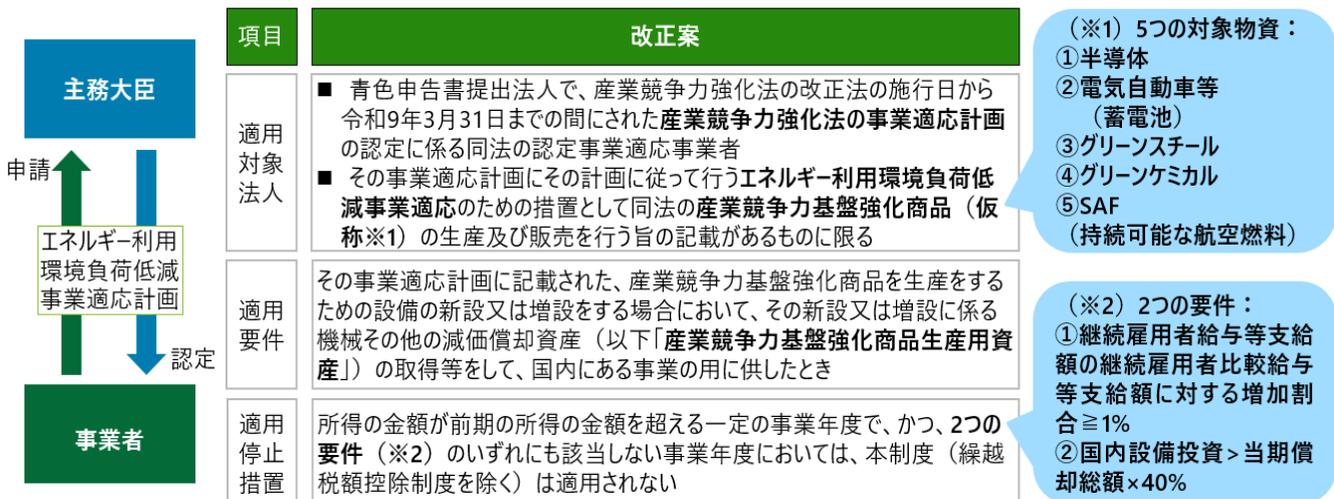
### 4. 戦略分野国内生産促進税制の創設

#### (1) 概要

生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるため、グリーン・トランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）、経済安全保障という戦略分野において、民間として事業採算性に乗りにくい、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資が選定され、産業競争力強化法の改正を前提に、それらを対象として生産・販売量に比例して法人税額を控除する戦略分野国内生産促進税制が創設される。対象物資ごとに単価が設定され、企業の投資の中長期的な予見可能性を高める観点から、措置期間が計画認定から10年間という極めて長期の措置とされる上で、4年間（半導体は3年間）の税額控除の繰越期間が設けられる。

#### (2) 適用対象法人及び適用要件等

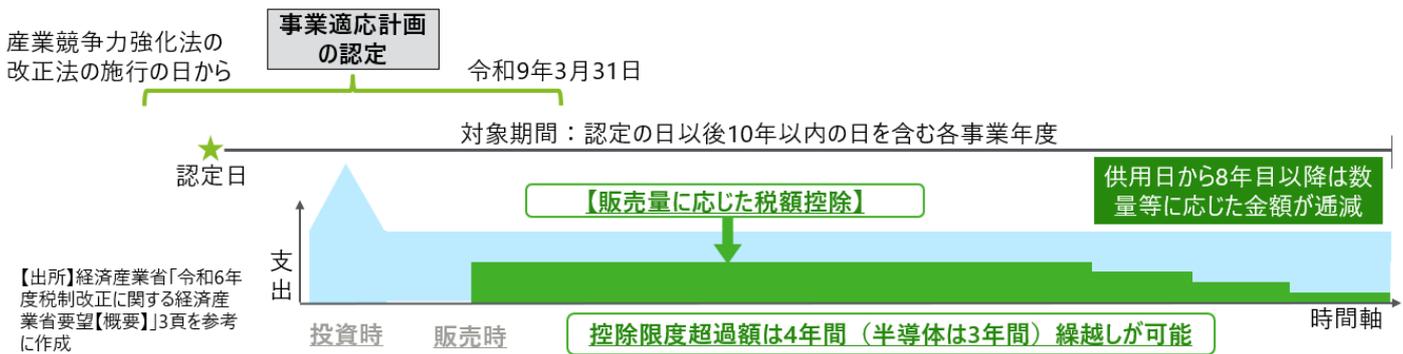
当該税制措置の具体的な適用対象法人及び適用要件等の内容は、以下のとおりである。



(3) 措置の内容

上記 (2) に該当する場合には、以下の税額控除の適用を受けることができる。

項目	改正案		
措置の内容	以下のいずれか少ない金額の税額控除ができる <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額 (※3)</li> <li>■ 産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額 (※4)</li> </ul> (※3) 詳細は下表参照 (※4) 産業競争力基盤強化商品生産用資産及びこれとともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に係る投資額の合計額として事業適応計画に記載された金額。ただし、既に本制度の税額控除の対象となった金額は除く		
(※3) 数量等に応じた金額 (対象物資ごとの単価)	産業競争力基盤強化商品の区分		
	①半導体	単価	
		マイコン半導体のうちテクノロジーノード 28 ナノメートルから 45 ナノメートルまで相当のもの	16,000 円/枚 (半導体は直径 200 ミリメートル換算。以下同じ)
		マイコン半導体のうちテクノロジーノード 45 ナノメートルから 65 ナノメートルまで相当のもの	13,000 円/枚
		マイコン半導体のうちテクノロジーノード 65 ナノメートルから 90 ナノメートルまで相当のもの	11,000 円/枚
		マイコン半導体のうちテクノロジーノード 90 ナノメートル以上相当のもの	7,000 円/枚
		パワー半導体のうちウエハーが主としてけい素で構成されるもの	6,000 円/枚
		パワー半導体のうちウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの	29,000 円/枚
		アナログ半導体のうちイメージセンサー	18,000 円/枚
		その他のアナログ半導体	4,000 円/枚
②電動車	200,000 円/台 (軽自動車でない電気自動車及び燃料電池自動車にあっては、400,000 円/台)		
③鉄鋼 (グリーンスチール)	20,000 円/トン		
④基礎化学品 (グリーンケミカル)	50,000 円/トン		
⑤航空燃料 (SAF)	30 円/リットル		
税額控除限度額	デジタルトランスフォーメーション投資促進税制及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の 40% (半導体生産用資産にあっては 20%) を上限		
控除限度超過額の繰越し	控除限度超過額は 4 年間 (半導体生産用資産にあっては 3 年間) の繰越しができる		
地方法人税における取扱い	半導体生産用資産に係る控除税額を除き、本制度による控除税額は、地方法人税の課税標準となる法人税額から控除されない		

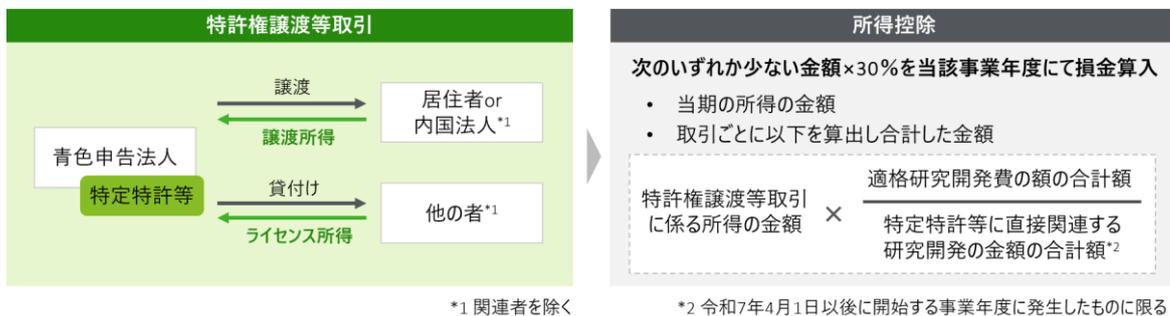


## 5. イノベーションボックス税制の創設

国際競争が進む中、わが国の研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しするために、国内で自ら行う研究開発の成果として生まれた知的財産から生じる所得に対して優遇するイノベーションボックス税制が創設される。

具体的には、企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権について、当該知的財産の国内第三者への譲渡所得又は国内外における第三者からのライセンス所得に対して、以下のように所得の30%の所得控除が認められる。

これにより、対象所得については、法人税率約7%相当の税制優遇（法定実効税率ベースで見ると現在の29.74%から約20%相当まで引き下がる税制優遇）が行われることとなる。



項目	改正案
<b>対象年度</b>	令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度
<b>特定特許権等</b>	令和6年4月1日以後に取得又は製作をした特許権及び人工知能関連技術を活用したプログラムの著作権で、一定のもの
<b>対象取引 (特許権譲渡等取引)</b>	青色申告書を提出する法人が対象年度において行う以下の取引 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 居住者若しくは内国法人（関連者を除く）に対する特定特許権等の譲渡</li> <li>■ 他の者（関連者を除く）に対する特定特許権等の貸付け（※1）</li> </ul> <p>（※1）特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む</p>

<b>所得控除対象額</b>	<p>次の①②の金額のうち、いずれか少ない金額の30%に相当する金額を、その事業年度において損金算入することができる</p> <p>① その事業年度において行った特許権譲渡等取引ごとに以下のA)の金額に、B)の金額のうちC)の金額の占める割合を乗じた金額を合計した金額</p> <p>A) その特許権譲渡等取引に係る所得の金額</p> <p>B) 当期及び前期以前(※2)において生じた研究開発費の額(※3)のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額</p> <p>C) 上記B)の金額に含まれる適格研究開発費の額(※4)の合計額</p> <p>② 当期の所得の金額</p> <p>(※2) 令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る</p> <p>(※3) 研究開発費の額とは、研究開発費等に係る会計基準における研究開発費の額に一定の調整を加えた金額をいう</p> <p>(※4) 適格研究開発費の額とは、研究開発費の額のうち、特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者に対する委託試験研究費並びに国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のものをいう</p>
<b>その他</b>	<p>令和9年4月1日以前に開始する事業年度において、当期において行った特許権譲渡等取引に係る特定特許権等のうちに令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日前に開始した研究開発に直接関連するものがある場合には、上記①の金額は次のD)の金額に、E)の金額のうちにF)の金額の占める割合を乗じた金額とされる</p> <p>D) 当期において行った特許権譲渡等取引に係る所得の金額の合計額</p> <p>E) 当期、前期及び前々期において生じた研究開発費の額の合計額</p> <p>F) 上記E)の金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額</p>

## 6. 研究開発税制の見直し

イノベーションボックス税制(前述 p.7)の創設に伴い、一部目的が重複する研究開発税制については、試験研究費が減少した場合の控除率の引下げを行うことにより、投資を増加させるインセンティブをさらに強化するためのメリハリ付けが行われる。

### (1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

研究開発投資を増加させるためのインセンティブを強化するために、一般試験研究費の額に係る税額控除制度における税額控除率の算式について、研究開発費が減少している場合の控除率の段階的な引下げが行われる。また研究開発費が減少している場合における、税額控除率の下限が撤廃される。

	現行			改正案		
	増減試験研究費割合	税額控除率の計算方法	税額控除率の上限・下限	増減試験研究費割合	税額控除率の計算方法	税額控除率の上限・下限
<b>税額控除率</b>	12%以下の 場合	11.5% - (12% - 増減試験研究費割合) × 0.25	1%	0%未満の場合	(※1)	なし
				0%以上 12%以下の 場合	(改正前と同様)	(改正前と同様)
	12%超の場合	11.5% + (増減試験研究費割合 - 12%) × 0.375	10% (14%◇)	12%超の場合	(改正前と同様)	(改正前と同様)
	平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合、(上記で算出した割合) × (控除割増率(※))に相当する割合を加算する◇ (※) 控除割増率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5 (10%を上限)			(改正前と同様)		

◇は、令和7年度末までの時限措置

(※1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、令和8年4月1日以後に開始する事業年度で増減試験研究費割合が零に満たない事業年度につき、税額控除率が次のとおり見直される。

	事業年度	税額控除率
税額控除率	令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度	$8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times \frac{8.5}{30}$
	令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度	$8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times \frac{8.5}{27.5}$
	令和13年4月1日以後に開始する事業年度	$8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times \frac{8.5}{25}$

## (2) 制度の対象となる試験研究費の額の範囲

制度の対象となる試験研究費の額について、以下の見直しが行われる。

項目	改正案
制度の対象となる試験研究費の額	<ul style="list-style-type: none"> <li>内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額が除外される</li> </ul>

## 7. 暗号資産の期末時価評価の見直し

### (1) 概要

発行者以外の第三者が保有する市場暗号資産については、その保有目的にかかわらず、期末時価評価の対象とされていたところ、継続的に保有する暗号資産については、一定の要件の下、期末時価評価の対象外とする見直しが行われる。

### (2) 改正案

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で、譲渡についての制限その他の条件が付されているものの期末における評価額は、原価法・時価法のいずれかの評価方法のうちその法人が選定した評価方法により計算した金額とされる。

区分		期末評価方法	
市場暗号資産	特定自己発行暗号資産(※1)	原価法	
	上記以外	譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産(※2)	原価法又は時価法(※3)
		上記以外	時価法

(※1) 法人が自己で発行し、かつ、その発行の時から継続して保有する暗号資産で、暗号資産の発行の時から継続して一定の方法により譲渡制限が行われているもの。

(※2) 次の要件に該当する暗号資産をいう。

- 他の者に移転できないようにする技術的措置がとられていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること。
- 上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が上記①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等をしていること。

(※3) 評価方法は、暗号資産の種類ごとに選定し、その暗号資産を取得した日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に届け出る必要がある。法定評価方法は原価法とされる。

## 8. 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（オープンイノベーション促進税制）の延長

オープンイノベーション促進税制は、令和2年度税制改正により創設された制度で、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、国内の事業会社又はその国内CVCが、スタートアップ企業の株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%を所得控除することができる制度である。当該税制につき、以下のとおり適用期限が2年延長される。

	現行	改正案
適用期限	令和 6 年 3 月 31 日まで	令和 8 年 3 月 31 日まで

9. 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）の見直し

青色申告書を提出する法人が、令和 7 年 3 月 31 日までに承認地域経済牽引事業計画に従って特定事業用機械等を取得した場合、機械装置・器具備品につき取得価額等の 40%相当額の特別償却又は 4%相当額の税額控除（上乗せ要件を満たす場合は、50%相当額の特別償却又は 5%相当額の税額控除）、また、建物・附属設備・構築物につき 20%相当額の特別償却又は 2%相当額の税額控除を適用できる課税の特例（地域未来投資促進税制）について、主務大臣の確認要件の見直しが行われた上で、成長志向型中堅企業に係る要件を満たす場合に機械装置等の税額控除率の引上げが行われる（所得税についても同様）。

(1) 特別償却率及び税額控除率を引き上げる措置（上乗せ要件）の要件の見直し

	現行	改正案
見直し	以下の(A)(B)のいずれも満たすこと	以下の(A)(B)のいずれも満たすこと
	以下のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 直近事業年度の付加価値額増加率が 8%以上であること</li> <li>■ 対象事業において創出される付加価値額が 3 億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が 50 億円以上であること</li> </ul>	(A) 改正なし
	(B) 労働生産性の伸び率が 4%以上かつ投資収益率が 5%以上であること	(B) 労働生産性の伸び率が 5%以上（※1）かつ投資収益率が 5%以上であること （※1）中小企業基本法の中小企業者については、現行どおりとされる

(2) 特別償却率及び税額控除率を引き上げる措置（上乗せ要件）の対象の追加

	改正案
追加対象	次の要件の全てを満たすことにつき主務大臣の確認を受けた場合が対象に加えられる <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 産業競争力強化法の特定中堅企業者（仮称）であること</li> <li>■ 「パートナーシップ構築宣言」を公表していること</li> <li>■ その承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産の取得予定価額の合計額が 10 億円以上であること</li> <li>■ 上記(B)の見直し後の労働生産性の伸び率に係る要件、現行の付加価値額増加率に係る要件並びに現行の年平均付加価値額及び付加価値額の創出に係る要件その他現行の特別償却率及び税額控除率を引き上げる措置の適用要件の全てを満たすこと</li> </ul>
特別償却率及び税額控除率	上記の対象となる機械装置及び器具備品については、取得価額の 50%相当額の特別償却又は 6%相当額の税額控除（現行のその他の上乗せ要件では 5%）が認められる

## 10. 交際費等の損金不算入制度の見直しと延長

地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化や、「安いクーポン」の指摘に象徴される飲食料費に係るデフレマインドを払拭する観点から、交際費等の損金不算入制度の見直しが行われる。

### (1) 概要

交際費等の損金不算入制度について、次の措置がとられた上、適用期限が3年延長される。

項目	改正案
損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食に係る金額の基準	1人当たり1万円以下（現行：5,000円以下）に引き上げられる。
適用期限	接待飲食に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が3年延長される。

### (2) 適用関係

上記の「損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食に係る金額の基準」に関する改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用される。

## 11. 外形標準課税の見直し

企業の稼ぐ力を高める法人税改革の趣旨や地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を踏まえ、事業税の外形標準課税の適用対象法人のあり方について見直される。具体的には、(1) 減資への対応及び(2) 100%子法人等への対応として以下の見直しが行われる。

### (1) 減資への対応

項目	改正案					
対象法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現行基準（資本金1億円超）が維持される</li> <li>■ 当分の間、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金及び資本剰余金（これに類するものを含む：以下同じ）の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされる</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <p>企業会計上の貸借対照表</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">項目振替型減資</td> <td style="text-align: center;">資本金（現行基準：1億円超）</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">↑ 補充的な基準 ↓ 資本金+資本剰余金 10億円超</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本剰余金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本準備金 その他資本剰余金</td> </tr> </table> </div> <p>【出所】「令和6年度地方税制改正（案）について」（総務省）1頁を参考に作成</p>	項目振替型減資	資本金（現行基準：1億円超）	↑ 補充的な基準 ↓ 資本金+資本剰余金 10億円超	資本剰余金	資本準備金 その他資本剰余金
項目振替型減資	資本金（現行基準：1億円超）		↑ 補充的な基準 ↓ 資本金+資本剰余金 10億円超			
	資本剰余金					
	資本準備金 その他資本剰余金					
経過措置	<p>施行日以後最初に開始する事業年度については、上記にかかわらず、公布日を含む事業年度の前事業年度（※）に外形標準課税の対象であった法人であって、当該施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされる。</p> <p>（※）公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度</p>					
適用	令和7年4月1日に施行され、同日以後に開始する事業年度から適用される。					

(2) 100%子法人等への対応

改正案	
見直し内容	<p>資本金と資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人（※1）又は相互会社・外国相互会社（以下、「特定法人」という。）の 100%子法人等（※2）のうち、当該事業年度末日の資本金が 1 億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額（※3）が 2 億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされる。</p> <p>（※1）当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除く</p> <p>（※2）上記の「100%子法人等」とは、特定法人との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人及び 100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人をいう</p> <p>（※3）公布日以後に、当該 100%子法人等がその 100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、当該配当に相当する額を加算した金額</p> <p>（※4）外形標準課税の対象となる法人をいう</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A["親: 外形対象法人 (※4) 【資本金 + 資本剰余金】 50億円超"] -- "持株比率100%" --&gt; B["子: 資本金1億円以下 【資本金 + 資本剰余金】 2億円超"]     B --- C["⇒ 外形対象法人 (※4) に含める"]             </pre> </div> <p>【出所】「令和 6 年度地方税制改正（案）について」（総務省）2 頁を参考に作成</p>
特例措置	<p>産業競争力強化法の改正を前提に、令和 9 年 3 月 31 日までの間に同法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）が、当該認定を受けた計画に従って行う一定の特別事業再編（仮称）のための措置として他の法人の株式等の取得、株式交付又は株式交換を通じて当該他の法人を買収し、その買収の日以降も引き続き株式等を有している場合等については、当該他の法人等（※1）について、当該買収の日の属する事業年度からその買収の日以後 5 年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度においては外形標準課税の対象外とする特例措置が設けられる（※2）。</p> <p>（※1）当該認定特別事業再編事業者（仮称）が当該計画の認定を受ける前 5 年以内を買収した法人を含む</p> <p>（※2）当該他の法人等が、現行基準（資本金 1 億円超）又は上記（1）により外形標準課税の対象である場合は、特例措置の対象から除外する</p>
経過措置	<p>当該改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人については、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、次に定める額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する措置が設けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度：当該超える額に 3 分の 2 の割合を乗じた額</li> <li>■ 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度：当該超える額に 3 分の 1 の割合を乗じた額</li> </ul>
適用	<p>令和 8 年 4 月 1 日に施行され、同日以後に開始する事業年度から適用される。</p>

12. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（カーボンニュートラル投資促進税制）の見直しと延長

エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（以下「事業適応計画」）の認定を受け、かつ青色申告書を提出する法人が、事業適応計画に従って生産工程効率化等設備等の取得等を行った場合、当該設備等の取得価額等の 50%相当額の特別償却又は 5%若しくは 10%相当額の税額控除を適用できる課税の特例（カーボンニュートラル投資促進税制）について、次の見直しが行われた上、その適用期限が 2 年延長（令和 8 年 3 月 31 日までの期間内）される（所得税についても同様）。

## (1) 適用対象資産

事業適応計画の認定（令和 8 年 3 月 31 日まで）を受けた日から 3 年以内に取得等をして、事業の用に供する資産について、次の見直しが行われる。

項目	現行	改正案
需要開拓商品 （※1）生産 設備	エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる製品の生産に専ら使用される設備（※2） （※1）化合物パワー半導体、燃料電池等 （※2）対象設備は、機械装置	左記設備を除外
生産工程効率化等設備	事業所等の炭素生産性（＝付加価値額÷エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要な設備（※3） （※3）対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備及び構築物。導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上することが必要	左記設備のうち、「市場に流通している照明設備及び対人空調設備」の除外及び「一定の鉄道用車両」の追加

## (2) 認定要件等及び措置内容

生産工程効率化等設備の導入を伴う事業適応計画の認定要件のうち、事業所等の炭素生産性向上率に係る要件及び措置内容について、次の見直しが行われる。

項目	現行	改正案	
認定要件 及び 措置内容	炭素生産性向上率7%以上の場合、特別償却率50%又は税額控除率5%	中小企業者（※4）	炭素生産性向上率10%以上17%未満の場合、特別償却率50%又は税額控除率10%（※4）適用除外事業者に該当するものを除く
		中小企業者以外の法人	炭素生産性向上率15%以上の場合、特別償却率50%又は税額控除率5%
上乘せ要件 及び 措置内容	炭素生産性向上率10%以上の場合、特別償却率50%又は税額控除率10%	中小企業者	炭素生産性向上率17%以上の場合、特別償却率50%又は税額控除率14%
		中小企業者以外の法人	炭素生産性向上率20%以上の場合、特別償却率50%又は税額控除率10%

なお、令和 6 年 4 月 1 日前に認定の申請をした事業適応計画に従って同日以後に取得等をする資産については、本制度は適用されない。

### 13. 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の期限延長

欠損金の繰戻しによる還付制度は、中小企業者等及び清算中に終了する事業年度において生じた欠損金等を除き、不適用とされている。この不適用措置の適用期限が 2 年延長される。また、不適用の対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限が 2 年延長される。

### 14. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直しと期限延長

中小企業者等のうち常時使用する従業員の数が 500 人以下の法人は、取得価額が 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産（一定の貸付用資産を除く）を取得等して事業の用に供した場合には、損金経理要件等の一定要件のもとに、1 事業年度あたり 300 万円を上限として事業の用に供した事業年度にその取得価額の全額を損金算入することが認められている。この対象法人から、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち、常時使用する従業員の数が 300 人を超えるものが除外され、適用期限が 2 年延長される。

## 15. その他の特別措置等

その他の特別措置等について、次のとおり新設、適用期限の延長・廃止及び内容見直し等が行われる。

項目	延長・廃止及び見直し等の内容
<p>国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が2年延長される</li> <li>■ 対象となる特定事業から次の事業が除外される               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設、文化施設その他の利用に供する施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に関する事業（国際会議等に参加する者に係るものに限る）のうち、集会施設、宿泊施設又は文化施設以外の施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に関する事業</li> <li>➢ 付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業</li> </ul> </li> <li>■ 設備投資に係る特定事業に関する事業実施計画の事業実施期間の末日について設備を事業の用に供した日以後5年を経過する日（現行：定めなし）とされた上、特定事業の適切な実施に関する国家戦略特別区域担当大臣の確認についてその判断基準が明確化される</li> </ul>
<p>国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が2年延長される</li> <li>■ 令和6年4月1日以後に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に記載された特定機械装置等の特別償却率が、機械装置及び器具備品については30%（現行：34%）に、建物等及び構築物については15%（現行：17%）に引き下げられる</li> <li>■ 令和6年4月1日以後に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に記載された特定機械装置等の税額控除率が、機械装置及び器具備品については8%（現行：10%）に、建物等及び構築物については4%（現行：5%）に引き下げられる</li> <li>■ 対象となる特定国際戦略事業から次の事業が除外される               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業</li> <li>➢ 情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システムの研究開発に関する事業</li> <li>➢ 高度な医療を提供する医療施設又は医療設備の整備又は運営に関する事業</li> <li>➢ 産業競争力強化法の産業競争力基盤強化商品（仮称）の生産に関する事業</li> </ul> </li> </ul>
<p>中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遠隔操作、可視化又は自動制御化に関する投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（デジタル化設備）から次の設備が除外される               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（仮称）の生産方式革新実施計画（仮称）の認定を受けた農業者等（その農業者等が団体である場合におけるその構成員等を含む）が取得等をする農業の用に供する設備</li> <li>➢ 生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等に係るスマート農業技術活用サービス事業者（仮称）が取得等をする農業者等の委託を受けて農作業を行う事業の用に供する設備</li> </ul> </li> </ul>
<p>環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が2年延長される</li> <li>■ 対象資産が、専ら化学的に合成された肥料又は農薬に代替する生産資材（普及が十分でないものに限る）を生産するために用いられる機械等及びその機械等と一体的に整備された建物等であることにつき基盤確立事業実施計画の認定の際に確認が行われたものとされる</li> <li>■ 確定申告書等に認定基盤確立事業実施計画の写しを添付しなければならないこととされる</li> </ul>
<p>特定地域における工業用機械等の特別償却制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 過疎地域等に係る措置の適用期限が3年延長される</li> <li>■ 奄美群島に係る措置は、適用期限の到来をもって廃止される</li> </ul>

事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止される</li> </ul>
輸出事業用資産の割増償却制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が 2 年延長される</li> <li>■ 対象資産から次の資産が除外される <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業による交付金その他固定資産の取得等に充てるための国の補助金、給付金又は交付金でその交付の目的が農林水産物又は食品の輸出の促進であるものの交付を受けた資産</li> <li>➢ 開発研究の用に供される資産</li> </ul> </li> </ul>
倉庫用建物等の割増償却制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が 2 年延長される</li> <li>■ 対象となる特定流通業務施設において有していなければならないこととされている到着時刻表示装置について貨物自動車の運転者等からの商品等の入出庫に関する情報の提供機能を有するものに限定するほか、対象となる特定流通業務施設の設備要件が見直される</li> <li>■ 割増償却は、次の要件を満たす特定流通業務施設であることにつき証明された事業年度のみ、適用できることとされる <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 貨物自動車の運転者の平均荷待ち時間が 20 分以内であること</li> <li>➢ 貨物自動車の運転者の平均荷役時間が、特定総合効率化計画に記載されたその特定流通業務施設における平均荷役時間の目標値及び既に有する流通業務施設における平均荷役時間を下回ること</li> </ul> </li> </ul>
特別償却等に関する複数の規定の不適用措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 異なる事業年度であっても、一の減価償却資産につき特別償却等に関する制度のうち複数の制度の適用ができないこととされる</li> </ul>
海外投資等損失準備金制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が 2 年延長される</li> <li>■ 対象となる特定株式等から経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の助成金の交付を受けた法人がその助成金をもって取得したその助成金の交付の目的に適合した株式又は出資が除外される</li> </ul>
国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 次の見直しが行われた上、その適用期限が 2 年延長される <ol style="list-style-type: none"> <li>① 所得控除率が 18%（現行：20%）に引き下げられる</li> <li>② 対象事業から次の事業が除外される <ul style="list-style-type: none"> <li>（イ）我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業</li> <li>（ロ）付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>■ 上記①の改正は、令和 6 年 4 月 1 日以後に指定を受ける法人（指定に係る認定区域計画に定められている特定事業に関する事業実施計画を同日前に国家戦略特別区域担当大臣に提出したものを除く）の各事業年度分の法人税について適用される</li> </ul>
技術研究組合の所得の計算の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 次の見直しが行われた上、その適用期限が 3 年延長される <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 対象資産が、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究の用に直接供する固定資産に限定される</li> <li>➢ 対象資産から、電気ガス供給施設利用権が除外される</li> </ul> </li> </ul>
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る措置について、中小企業倒産防止共済法の共済契約の解除があった後同法の共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後 2 年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととされる</li> <li>■ 上記の改正は、令和 6 年 10 月 1 日以後の共済契約の解除について適用される</li> </ul>
特定の協同組合等の法人税率の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当該事業年度の総収入金額のうち当該事業年度の物品供給事業に係る収入金額の占める割合が 50% を超えることとの要件における物品供給事業に、協同組合等の組合員等に電気を供給する事業が含まれることが明確化される</li> </ul>

<p>特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が2年延長される</li> <li>■ 令和7年4月1日以後に取得等をした特定機械装置等につき、次の見直しが行われる <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 特別償却率が、機械装置については45%（現行：50%）に、建物等及び構築物については23%（現行：25%）に引き下げられる</li> <li>➢ 税額控除率が、機械装置については14%（現行：15%）に、建物等及び構築物については7%（現行：8%）に引き下げられる</li> </ul> </li> </ul>
<p>特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が2年延長される</li> <li>■ 令和7年4月1日以後に指定を受けた法人の税額控除率が9%（現行：10%）に引き下げられる</li> </ul>
<p>特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が2年延長される</li> <li>■ 令和7年4月1日以後に取得等をした開発研究用資産の特別償却率が30%（中小企業者等については45%）（現行：34%（中小企業者等については50%））に引き下げられる</li> </ul>
<p>再投資等準備金制度及び再投資設備等の特別償却制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限の到来をもって廃止される</li> </ul>
<p>震災特例法に係る特定資産の買換え特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限の到来をもって廃止される</li> </ul>
<p>電気供給業における収入金額の特例措置の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電気供給業を行う法人の法人事業税の課税標準である収入金額から控除される金額の範囲に、以下の収入金額を追加する <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 適用期間：2年間 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 発電事業者が一般送配電事業者に託送供給の料金として支払う発電側課金に相当する金額</li> </ul> </li> <li>➢ 適用期間：3年間 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 小売電気事業者等が容量市場において広域的運営推進機関に支払うべき容量拠出金相当に相当する金額</li> <li>◇ 一般送配電事業者等が電源入札等において広域的運営推進機関に支払うべき電源入札拠出金相当に相当する金額</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>JR北海道及びJR四国に係る法人事業税（資本割）の課税標準の特例措置の5年延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ JR北海道及びJR四国については、法人事業税に係る資本割の課税標準から次の金額が控除されるための特例措置が設けられているが、適用期限が5年延長される <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国鉄長期債務を承継させなかったことにより形式的に計上した資本準備金</li> <li>➢ 令和3年度以降に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から受けた増資に伴う資本準備金</li> </ul> </li> </ul>
<p>協定銀行及び承継銀行に係る法人事業税（資本割）の課税標準の特例措置の5年延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 協力銀行及び承継銀行については、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす資本割の特例措置が設けられているが、適用期限が5年延長される</li> </ul>
<p>新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有株式会社に係る法人事業税（資本割）の課税標準の特例措置の5年延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有株式会社については、法人事業税に係る資本割の課税標準から次の金額が控除される特例措置が設けられているが、適用期限が5年延長される <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各事業年度の資本金等の額×5/6を乗じた金額</li> </ul> </li> </ul>
<p>中部国際空港株式会社に係る法人事業税（資本割）の課税標準の特例措置の5年延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中部国際空港株式会社については、法人事業税に係る資本割の課税標準から次の金額が控除される特例措置が設けられているが、適用期限が5年延長される <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各事業年度の資本金等の額×2/3を乗じた金額</li> </ul> </li> </ul>
<p>特定鉄道事業者に係る法人事業税（資本割）の課税標準の特例措置の5年延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者については、法人事業税に係る資本割の課税標準から次の金額が控除される特例措置が設けられているが、適用期限が5年延長される <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各事業年度の資本金等の額×2/3を乗じた金額</li> </ul> </li> </ul>

東京湾横断道路株式会社に係る法人事業税（資本割）の課税標準の特例措置の5年延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東京湾横断道路株式会社については、法人事業税に係る資本割の課税標準から次の金額が控除される特例措置が設けられているが、適用期限が5年延長される <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 資本金等の額×（総務省令で定める建設事業未収金の帳簿価額/総資産の帳簿価額）</li> </ul> </li> </ul>
株式会社地域経済活性化支援機構に係る法人事業税（資本割）の課税標準の特例措置の5年延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 株式会社地域経済活性化支援機構については、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす資本割の特例措置が設けられているが、適用期限が5年延長される</li> </ul>
電気供給業における収入金額の特例措置の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電気事業者が卸電力取引所において、電力の買入札と売り入札を同時に行っている場合には、法人事業税の課税標準である収入金額から次の金額が控除される特例措置が設けられているが、適用期限が3年延長される <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買入約定価格に限る）に相当する金額</li> </ul> </li> <li>■ 一般送配電事業者及び送電事業者による小売電気事業又は発電事業の兼業が禁止されることに伴い分社化し、グループ会社となった電気事業者間の取引で事前に経済産業大臣の承認を受けた取引に係る一定の収入金額について、法人事業税の課税標準である収入金額から控除される特例措置が設けられているが、適用期限が5年延長される</li> </ul>

## 組織再編

### 1. 認定株式分配（パーシャルスピノフ）に係る課税の特例の見直しと延長

いわゆる「パーシャルスピノフ税制」（認定株式分配に係る課税の特例）（※1）について、次の見直しが行われた上、適用期限が4年延長される。

（※1）元親会社に一部持分を残すパーシャルスピノフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰り延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とする特例措置。

項目	改正案
主務大臣による認定事業再編計画の内容の公表時期の見直し	その認定の日からその認定事業再編計画に記載された事業再編の実施時期の開始の日まで（現行：認定の日）とされる。
認定株式分配が適格株式分配に該当するための要件追加	その認定株式分配に係る完全子法人が主要な事業として新たな事業活動を行っていることとの要件が加えられる。

### 2. 現物出資についての見直し

#### (1) 改正案

現物出資に関連し、以下の見直しが行われる。

① 内国法人が外国法人の本店等に無形資産等（※1）の移転を行う現物出資について、適格現物出資の対象から除外される。

項目	現行		改正案	
	現物出資資産等の種類	適格現物出資該当性	現物出資資産等の種類	適格現物出資該当性
内国法人が外国法人の本店等に資産の移転を行う現物出資の適格現物出資該当性	国内資産等	該当し得ない	国内資産等	該当し得ない
	上記以外	該当し得る（※2）	上記以外 無形資産等（※1） 上記以外	該当し得ない 該当し得る（※2）

(※1) 工業所有権等・著作権等で、独立の事業者間で通常の取引条件に従って譲渡、貸付け等が行われるとした場合にその対価が支払われるべきものをいう

(※2) その他の適格要件を満たす必要がある

② 現物出資により移転する資産等（国内不動産等を除く）の内外判定は、以下のとおりである。

項目	資産等の種類	内外判定
適格現物出資への該当性の判定に際し、現物出資により移転する資産等（国内不動産等を除く）の内外判定	内国法人の本店等若しくは外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産等	国内
	内国法人の国外事業所等（※1）若しくは外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産等	国外

(※1) 国外にある恒久的施設に相当するもの等

## (2) 適用関係

上記の改正は、令和 6 年 10 月 1 日以後に行われる現物出資について適用される。

## その他

### 1. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和 5 年度税制改正大綱に則って取り組むことが記載された。なお、たばこ税については、税負担の適正化による増収と合わせ、3 円／1 本相当の財源を確保することとされた。

あわせて、令和 5 年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和 6 年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにするものとされた。



## 令和6年度税制改正トピックス

令和6年度税制改正について、最新の情報を集めて掲載しています。

[www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

### お問い合わせ

#### デロイト トーマツ税理士法人

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

